

瀬戸内市いじめから子どもたちを守る条例
に対するご意見等と市の考え方について

令和8年9月24日から10月16日まで、「瀬戸内市いじめからいじめから子どもたちを守る条例」について、パブリックコメントにより意見等を募集したところ、市民の方々から3件のご意見等をいただきました。
これらのご意見等につきまして、次のとおり整理し、市の考え方を示しました。
なお、取りまとめの便宜上、寄せられたご意見等は要約させていただいております。

ご意見等の要旨	市の考え方
第4条・第5条が、成長過程にある児童等に対して直接「行ってはならない」「努めるものとする」と定めている点に、違和感を覚えます。 これらの規定は、国のいじめ防止対策推進法とも整合する標準的な書き方であることは理解しています。しかし、子どもに対して条例という公的規範で直接義務や努力義務を課す形は、次のようなリスクを伴うと考えます。 1. 「条例で決まっているからダメ」と一言で片付けてしまいやすく、子ども自身が「なぜそれが相手を傷つけるのか」「自分はどう行動すべきか」を考える機会を奪う恐れがある。 2. 内面的な判断力や共感力、自分なりの信念を育てる過程を後回しにし、権威に従うこと自体が善であるという傾向を強めやすい。 3. 結果として、問題の本質的な解決を先送りし、表面的な服従にとどまる可能性がある。 子どもは守られるべき存在であると同時に、自ら考え、感じ、成長していく過程にあります。条例で直接縛るのではなく、子どもが主体的に考え、行動できる環境を整える方向が望ましいと考えます。 具体的には、以下のような方向での見直しを提案します。 ・第4条・第5条を、子どもに対する禁止・努力義務の規定から、子どもの権利保護と主体的な理解・行動を促す規定に改めること。 例：「児童等は、いじめから守られる権利を有する」「児童等は、いじめが人権侵害であることを理解し、互いに尊重し合うよう努める」などの表現への変更。 ・子ども同士が互いに考え、支え合うピア・ツー・ピア教育（ピア・サポート、子ども会議、傍観者にならないための話し合いなど）を、市や学校が積極的に支援・整備する責務として位置づけること。 ・「条例で禁止されているから」ではなく、「なぜダメなのかを子ども自身が考え、行動に移せる」環境づくりを、基本理念や市・学校の責務の中で明確にすること。 これらの見直しにより、子どもが外からの規範にただ従うのではなく、内発的に理解し、成長する機会を保障できると考えます。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。	このたびは貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。頂いた内容を拝読し、いじめの早期解決や被害を受けた児童生徒の救済に向けたご提案について、大変参考になる視点をいただきましたことに感謝申し上げます。 ご意見いただいたとおり、子どもたちが主体的に考え、改善していこうとする力を育成することは、いじめ問題の根本的な解決につながる非常に重要な視点であると感じております。そのことについては従来の「瀬戸内市いじめ防止基本方針」に明記されており、教育の場では日々実践されているところです。 一方で、本条例につきましては、いじめを受けた児童等が相談した際に、その児童等の意向に沿った対応を迅速に行うことを第一としております。その目的から、条例としては教育的側面を直接規定するのではなく、いじめを停止するための手法を明確化する内容になっております。 相談者は、学校での教育的アプローチ（人間関係の修復を第一としたいじめ解決手法）、または行政的なアプローチ（市長部局が中心となって、即刻いじめを停止することを目的とした手法）を選ぶことができます。こうした幅広い対応の選択肢を提供することで、相談者の意向や状況に合わせた解決を目指し、児童等が安心して相談できる体制を整えていくことを目指しております。

ご意見等の要旨	市の考え方
※2回目 現行案は、いじめを「子どもが行ってはならない行為」として位置づけ、子ども自身に禁止や努力義務を課す書き方になっています。この書き方は、いじめっ子を「悪」と決めつけ、問題の責任を子ども側に転嫁している印象を与えやすいと考えます。 いじめの多くは、個人の悪意だけで起きるものではなく、以下のような構造的な要因が大きく関わっています。 ・教育現場における過度な競争や同調圧力 ・力関係の偏りや排除を許容する集団の文化 ・大人社会の価値観や行動が子どもに与える影響 ・家庭や地域の孤立 加えて、大人が一方的に「これが正しい」「従いなさい」と押しつける本条例や、そうした教育の在り方は、子どもに「力で支配するのが当たり前」という感覚を植えつけやすいと考えます。納得感のないルールを大量に課されると、「ルールは力のある者が作るもの」「表向きは従えばいい」という権威主義的な態度が育ちやすく、それが子ども同士の世界で、強い者が弱い者を支配し、周囲がそれに従うという構図（いじめ）を生み出す土壌にもなり得ます。 これらの根本原因に目を向けず、子どもに直接義務を課す形は、表面的な規制に終わりやすいと考えます。つきましては、以下のような方向での見直し（追記・修正）を提案します。 （目的） 第1条 この条例は、いじめが子ども同士の関係性や周囲の環境、社会の在り方から生まれるものであることを踏まえ、子どもが安心して成長できる環境を整えるために、市・学校・保護者・市民等が連携して取り組むべき事項を定め、すべての子どもが尊厳を持って生きられる社会の実現に資することを目的とする。 （基本理念） 第3条 1 いじめの防止等のための対策は、いじめを個人の悪意や性格の問題に還元せず、力関係の偏り、排除や同調の圧力、競争や孤立を生む環境など、構造的な要因に目を向けることを基本とする。 2 対策は、子どもを一方的に規制するのではなく、子ども自身が安全に意見を述べ、互いの違いを認め合い、問題を考える機会を保障することを旨として行われなければならない。 3 市、学校、保護者、市民等は、大人社会の在り方や教育の仕組み自体が子どもに与える影響を省みながら、連携して環境を整える責務を有する。	※ご意見に対する市の考え方は、1 ページ目に記載しています。
※続き （子どもの権利）※現行の第4条・第5条を置き換え 第4条 1 子どもは、いじめから守られ、安心して学び、成長する権利を有する。 2 子どもは、自分や他の子どもの尊厳が損なわれる状況について、安全に意見を述べ、相談し、改善を求める権利を有する。 3 市及び学校は、子どもが上記の権利を行使できるよう、ピア・サポートや話し合いの場など、子ども同士が主体的に関われる機会を整備するよう努めるものとする。 （市の責務） 第6条 市は、いじめを生む構造的な要因（教育現場の過度な競争や同調圧力、大人社会の排除的な価値観の反映、家庭や地域の孤立など）を把握し、それらに対応する施策を策定・実施する責務を有する。 （学校の責務） 第7条 学校は、いじめを個人間の問題として処理するにとどまらず、学級や学校全体の関係性・文化・指導の在り方を点検し、子どもが力関係に支配されず、互いに尊重し合える環境を整える責務を有する。 （保護者の責務） 第8条 保護者は、その保護する子どもが安心して成長できるよう、家庭内の力関係やコミュニケーションの在り方を省みるとともに、市や学校が行う環境改善の取組に協力するよう努めるものとする。 なお、この規定は家庭教育の自主性を侵害するものと解してはならない。 上記はあくまで一つの提案ですが、子どもを直接の規制対象とするのではなく、いじめを生む構造的な要因に大人が向き合う内容とすることで、条例がより本質的なものになると考えます。ご検討いただければ幸いです。	※ご意見に対する市の考え方は、1 ページ目に記載しています。

ご意見等の要旨	市の考え方
【意見1】 会議の委員に、弁護士・臨床心理士・社会福祉士などの外部専門家を必ず含めていただきたい。あわせて、調査を担当する部署に専門職を配置する体制を、施行規則などで明らかにしていただきたい。 (理由) いじめの認定と勧告は、子どもの学校生活に大きく影響する判断である。現案の会議は市職員のみで構成されているが、瀬戸内市いじめ防止基本方針（令和7年3月改訂）の「いじめ問題対策専門委員会」は、第三者の専門家を加えて公平性・中立性を確保する設計となっている。条例による仕組みが基本方針より中立性の面で後退するのは適当でないと思うがいかがか。 また、制度の実効性は対応する人材に左右される。先行事例の寝屋川市では、弁護士資格を持つ職員や福祉経験のある職員が配置されている。権限だけでなく、担い手の体制も示していただきたいと思うがいかがか。 【意見2】 「意見を聴くことができる」を「意見を聴かなければならない」に改めていただきたい。 (理由) 出席停止や転校の支援など重大な措置の勧告については、専門家の意見を聴くことを任意ではなく必須とすべきと考えますがいかがか。 【意見3】 教育委員会の責務を規定するとともに、基本方針に定める「いじめ問題対策専門委員会」と、本条例による市長の調査・認定との役割分担および情報共有の方法を明記していただきたい。 (理由) 同じ事案について学校・教育委員会と市長部局が並行して対応すると、事実認定や対応方針が食い違うおそれがあり、子どもや保護者の混乱につながると思いますがいかがか。 【意見4】 いじめの認定に当たっては、客観的な事実確認に基づき総合的に判断することを明記していただきたい。また、いじめを行ったとされる児童等とその保護者から事情を聴く機会を保障する規定を設けていただきたい。 (理由) 第2条の定義は、早期発見のために被害を受けた側の受け止めを基準とする広いものである。基本方針はこれを前提に、客観的な事実確認と総合的な判断を求めている。条例ではこの認定が行政指導や勧告につながるため、少なくとも基本方針と同じ水準の慎重な手続が必要と考えますがいかがか。 【意見5】 勧告は、第16条の行政指導によっても改善が見られない場合に行うものであることを、条文に明記していただきたい。 (理由) 公表された説明資料ではそのように説明されているが、条文上はその順序が読み取れないように思うがいかがか。 【意見6】 市長による対応の終結（解消）の基準を定めていただきたい。 (理由) 基本方針では、いじめの解消を「行為が少なくとも3か月止んでいること」と「被害を受けた児童生徒が苦痛を感じていないこと」で判断するとしている。条例の手続とこの基準との整合を図る必要があると考えますがいかがか。 【意見7】 「いじめへの」は「いじめへの」に、「関係するする」は「関係する」に、「自己又は」は「自己又は」に修正していただきたい。	このたびは貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。頂いた内容を拝読し、いじめの早期解決や被害を受けた児童生徒の救済に向けたご提案について、大変参考になる視点をいただきましたことに感謝申し上げます。 【意見1，2について】 いじめ対策会議については、毎回必ず専門家が参加する形とすることで、迅速な対応が難しくなり、いじめを早期に解決するという条例の目的から逸れてしまう懸念がございます。そのため、会議への招集ではなく、聞き取り調査の過程で専門家の助言が必要となった場合に速やかに相談ができる体制を整える方向で進めます。また、この体制により、より柔軟かつ対応力のある仕組みを構築できると考えております。 【意見3について】 人間関係の修復を中心とする教育的アプローチ（教育委員会・学校主導）と、いじめの早期解決を目的とする行政的アプローチ（市長部局主導）のいずれについても、被害児童からの相談が両部局に寄せられた場合は、被害児童の意向を十分確認した上で主として進めるべきアプローチを決定します。 この際、相談者に混乱を招かないよう慎重に対応を進めることを徹底いたします。 【意見4について】 第12条に、関係する児童等及び保護者に調査を行うよう明記しており、加害児童等やその保護者も含まれております。 【意見5について】 会議の結果により、児童等の安全を守るために行政指導を挟まず勧告を行わなくてはならない緊急の事態も想定しています。 【意見6について】 いじめの解決の判断基準として、被害児童へのいじめ行為が3か月間停止したことが確認できたこととしていますが、目安であり条例への明記はいたしません。 本条例は市長部局が独立していじめの申し出に対応することを目的としており、教育的な観点に基づく市のいじめ防止基本方針と必ずしも整合性を取る必要があるものではない、と考えております。 ご指摘いただきました文言の表記については、速やかに修正を進めさせていただきます。 頂いたご意見を参考に条例運用をさらに充実させるよう努めてまいります。